

新潟県社会人サッカー 8 人制リーグ運営要綱

（新潟県社会人サッカー 8 人制リーグの運営）

第 1 条 新潟県社会人サッカー 8 人制リーグ（以下「8 人制リーグ」という）の運営は、新潟県社会人サッカー連盟（以下「社会人連盟」という）理事から選任される 8 人制リーグ運営委員長を長とする 8 人制リーグ運営委員会が行う。

（8 人制リーグ運営委員会）

第 2 条 本運営委員会には、次の役員を置くものとする。

- （1）委員長 1 名
- （2）副委員長 1 名
- （3）委員 複数名（社会人連盟、シニア連盟、他外部団体より適宜で選任）

（8 人制リーグの構成）

第 3 条 8 人制リーグは、一般の部とシニアの部より構成する。

（参加資格）

第 4 条 公益財団法人日本サッカー協会（以下「日本協会」という）に登録申請と登録料の納入を行い、連盟加盟費及び 8 人制リーグ参加費を納入しており、1 年間を通し確実にリーグ戦を戦えるチームであること（一般の部とシニアの部で金額に差異あり）。

- 2 追加登録選手のリーグ戦出場については、日本協会に追加登録申請を行い、追加登録料の振込みが完了した日から出場可能とする。追加登録申請後の登録選手一覧をコピーし試合に持参すること（一般の部とシニアの部で対応に差異あり）。

（選手資格）

第 5 条 8 人制リーグは、一般社団法人新潟県サッカー協会（以下「県協会」という）で認められた組織であり、日本協会の第 1 種及びシニア連盟に登録されたチームあるいは選手であることとする。但し、J1・J2 リーグ所属チーム、JFL 所属チーム及び高専連盟、専門学校連盟、大学連盟に加盟したチームは除くものとする（一般の部とシニアの部で差異あり）。

- 2 選手資格について疑義が生じた場合は、社会人連盟理事会にて審議し裁定を下す。

（選手登録）

第 6 条 選手資格を有する選手の登録人数は、制限しない。

- 2 8 人制リーグに、同一年度で異なるチームから選手として出場することはできない。

（試合）

第 7 条 8 人制リーグは次のとおり行う。

- （1）各チーム 1 回総当たり方式で行う（参加チーム数によって変更あり）。
- （2）出場選手は 1 チーム 8 名であり、G K 1 人、フィールドプレーヤー 7 人とする。チームには

必ず監督を置き、選手を兼ねることができる。ベンチには監督、リザーブの計 10 名以内とする。

(3) 試合時間は 30 分ゲームとする。ハーフタイムは 5 分とし、すべての試合に於いて延長は行わない。試合開始時に必ず 8 人揃っている事を条件とする。

(4) 試合の審判は 2 人制を適用する。

(5) 参加者の性別、出身地、国籍は問わない。

監督	選手	補欠	計
1	8	最大 9	最大 18

(6) メンバー表は試合開始 15 分前までに、審判・対戦チームに 1 部ずつ提出しなければならない。

(7) 交代については、以下の通りとする。

①交代予定者として、試合前のメンバー表に記載された選手でなければならない。

(8) 退場については、以下に定めるものとする。

①審判より退場を命じられた選手は、次節の出場を禁止する。以後の処置は 8 人制リーグ委員会で決定する。

②審判より退場を命じられた選手は、速やかに退場するとともに各会場で定められたピッチ内からも退出しなければならない。

③ 8 人制リーグで消化しきれなかった場合や 8 人制リーグ最終戦で退場となった場合は、次年度に持ち越しとする。

④累積警告による退場の場合は、次年度に持ち越さないものとする。

(9) 警告については、下記に定めるものとする。

①同試合での警告 2 回で、その試合は退場となり、次の試合は出場停止となる。

②累積警告 2 回で、次の試合は出場停止とする。

③警告は、次年度には持ち越さない。

(10) 試合球は、日本協会発行の【サッカー競技規則】に記載の品質及び規格と同等品以上とし、当該試合のチームが各々 1 個提出し、試合球と予備球とする (5 号球使用)。

(11) ピッチ及びゴールは少年用を使用する。

(順位の決定)

第 8 条 試合の勝ちチームには 3 点、引き分けには両チーム 1 点があたえられ、勝ち点の多い順に順位を決定する。

2 勝ち点の合計が同一の場合は、以下の順序による。

(1) 全試合のゴール・デファレンス (得点 - 失点)

(2) 総得点数の大小

(3) 当該チーム同士の対戦成績

(審判)

第 9 条 審判は全て帯同制とし有資格者とする（1 チーム当り最低 2 名）。

- 2 黒色の審判着又はチームとは異なる色のビブス着用とする。
- 3 審判は、出場選手以外でも可能とする。
- 4 割当審判を行わないチームは、棄権とみなす（集合：試合開始 10 分前）。

(罰則)

第 10 条 罰則が科せられる場合は、次のとおりとし、原因となったチームに科すものとする。但し、処分方法は 8 人制リーグ運営委員会で確認し、社会人連盟理事会が裁定を下す。

- (1) 割り当てられた審判を怠ったり、審判の要件を満たすことができなかった場合
- (2) 出場資格のない選手を出場させた場合
- (3) スポーツマンシップに反する行為のあった場合、チームの出場を停止することがある。

(申込方法)

第 11 条 大会参加申込書に必要事項を記入のうえ、所定の送付先へ送付すること。

- 2 大会参加費は所定の口座へ振り込むこと。
- 3 会場経費として追加徴収する場合がある。

(会計)

第 12 条 当該年度の予算、並びに前年度の決算は、県 8 人制リーグ運営委員会で決定する。

(その他)

第 13 条 黒以外 2 種類のユニフォームまたはビブスを用意すること。

- 2 試合中の飲料水は水のみとする。
- 3 大会中のケガについての責任は負わない。
- 4 各コート第 1 試合の 2 チームは、会場設営等を行うこと（集合：試合開始の 30 分前）。会場は新潟聖籠スポーツセンター・アルビレッジを使用予定。
- 5 各コート最終試合の 2 チームはゴール移動、グラウンド整備をすること。
- 6 禁煙（市スポーツ施設の敷地内では車中も含め全面禁煙）。会場敷地内での飲酒禁止。

附 則

本要綱は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

令和 6 年 5 月 5 日 改訂。